

第2回山口県人権施策推進審議会会議録

注1) 委員等の紹介部分は省略しました。

注2) 発言内容に影響しない範囲で語尾等を修正しました。

注3) 一部の表現については、伏せ字としました。

○開催日時：平成18年10月17日(火) 午前10時から11時50分まで

○開催場所：県庁共用第3会議室(本館棟4階)

(事務局)

皆さんおはようございます。

それでは、武下委員さんは、5分ほど遅れるということでございましたが、定刻になりましたので、ただ今から第2回目の、山口県人権施策推進審議会を開催させていただきますと思います。

開催に当たりまして、環境生活部長の方から御挨拶を申し上げます。

(環境生活部長)

皆様、おはようございます。山口県人権施策推進審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

本日は、大変、皆様方お忙しい中、第2回目の審議会に御出席いただきましてありがとうございます。当審議会は、第1回目の会議におきまして、山口県人権推進指針の分野別施策の推進に係る見直しについての諮問がなされているところでございます。本日は、その見直しの素案についてお示しをし、実質的な御審議をいただくということにいたしております。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場からどうか忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。はなはだ簡単ですが、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、ここで本日の審議会の成立状況について御報告を申し上げます。

本日は、坂元委員さんが御欠席でございます。また、武下委員が少し遅れられるということで、今現在、18名の委員中16名の委員さんが御出席でございますので、委員の過半数を超えております。従いまして審議会規則の規定によりまして、本会議は成立することを御報告申し上げます。

なお、ここで委員の一部に変更がございましたので、改めて御紹介をいたしたいと思います。新たに御就任をいただきました松岡委員でございます。

(委員紹介)

(事務局)

ありがとうございました。それでは議事に入らせていただきますけれども、審議会規則によりまして、議事は会長が進行するというようになっております。以後の議事進行について、会長さん、よろしくお願いいたします。

(議長)

おはようございます。すでに、素案が皆様方のもとに事務局から届いていると思います。その素案に基づいて、今日は実質的な審議をさせていただきたいと考えております。時間が一応12時までということで限られておりますので、なるべく効率的に進めていきたいというふうに思います。

そこで、すでに示されております素案につきまして、まず事務局の方から御説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。どうぞ。

(人権対策室次長)

それでは、私の方から主な見直し内容につきまして御説明をさせていただきます。事前にご送付しております資料のうち、分野別施策の推進に係る主な見直し内容という、ワンプーパーを付けております。それに沿って説明をさせていただきます。

本県の人権推進指針策定から4年が経過し、社会情勢の変化等に伴い、人権問題を取り巻く環境が大きく変化してきております。このため指針の記述内容と現状の乖離が大きく、指針のそれぞれの項目において、現状と課題、基本方針についての記述を見直す必要が生じております。今回、女性を除きまして、分野別施策の推進に係る見直し素案としてお示しをしたところでございます。

分野別施策の女性につきましては、今回指針の見直し素案をお示しをしておりません。これにつきましては、現在、男女共同参画基本計画の改定が平成18年度末を目途に作業が進められております。分野別計画との整合性を図る観点から、男女共同参画審議会への基本計画の改定案についての諮問がなされる時期に、指針の見直し案をお示しすることとなります。時期的には平成19年1月の見込みとなっておりますので、御了承をいただきたいと思います。

それでは、個々の項目、それぞれ御説明をさせていただきます。

まず、子どもにつきましては、指針策定以降、法整備や体制の整備が整っている状況でございます。一つには、平成17年3月に、山口子どもきららプラン21が策定され、また、法的には児童虐待防止法が平成16年12月に改正施行され、児童福祉法につきましても、平成17年4月に改正がされております。これらを受けて、児童虐待防止など、所要の見直しを行っております。

高齢者につきましては、本県における高齢化の現状や、将来の見通しを踏まえ、また高齢者虐待防止養護者支援法が、平成18年4月から施行され、高齢者虐待の定義の明確化、虐待を早期に発見するための通告義務などが規定されたことに伴い、所要の見直しを行っております。

障害者につきましては、指針策定以降、平成15年に、やまぐち障害者いきいきプランを策定し、また県内の障害者施設においても、御存じのとおり虐待問題が発生するなど、障害者の虐待防止についての記述が必要となったことなどにより、所要の見直しを行っております。

同和問題につきましては、特別対策の終了や本県における「同和行政・教育のまとめ」を行い、また部落問題対策審議会を廃止したことなど、まとめに基づく記述に改めております。

外国人につきましては、平成15年に新やまぐち国際化推進ビジョンを策定したことに伴い、所要の見直しを行っております。

次に感染症患者等につきましては、感染症患者に対する偏見や差別の解消のための、正しい知識の普及啓発についての記述の見直しを行い、また自覚症状のない感染者に対する相談、検査体制について書き加えております。

ハンセン病問題につきましては、ハンセン病を正しく理解することの重要性について書き加えるとともに、偏見や差別の解消のための具体的な普及啓発について書き加えております。

それから、最後に、その他の人権問題につきましては、インフォームド・コンセントの推進について、その重要性と具体的な方法等について書き加えております。

プライバシーの保護につきましては、プライバシーの保護等の配慮の推進という項目から、プライバシーの保護と、小項目に改めまして、平成15年の個人情報保護法が制定されたことに伴う見直しを行っております。

インターネットによる人権侵害につきましては、新たに小項目を立てて、平成14年5月にプロバイダー責任制限法の施行に伴う記述を行っております。

犯罪被害者の保護につきましては、これも新たに小項目を立てまして、平成17年4月に、犯罪被害者等基本法が施行されたことに伴う記述を行っております。

以上、主な見直し内容について御説明をさせていただきました。委員の皆様におかれましては、よろしく御審議の程をお願いいたします。以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。武下委員、今来られましたけど、よろしいですか。御紹介。

(委員紹介)

(議長)

それでは、ただ今事務局より、見直しの基本的なもの、立場と言いますか、示されました。すでに示されている、この素案を基にして原案となっていくわけですので、この素案に対しまして御意見をお持ちの方は、先ほどもありましたように忌憚なく申し述べていただきたいと思います。

一応、分野毎に順次見ていこうというふうに思っております。女性につきましては先ほどありましたように、来年1月頃示されるということで。

今回出されました、では、まず子どもの分野ですね。ここから、特に素案に対しましての御意見等をお聞きできればと思います。そういうことで、まず、子どもの分野に対する御意見等がございましたら、どうぞ御遠慮なくお願いします。はい、どうぞ。

(安光委員)

最初の11ページの現状と課題の所です。13行目。改正になっている下線部の部分ですが、社会問題ともなっている児童虐待や家庭への引きこもりなどというふうにあります。

ますが、現在、これを子どもというふうに捉えた場合に、すぐに引きこもりというふうな表現でなくて、児童虐待として次に並べるとしたら、やはり、いじめや不登校というふうに、私はなるのではないかなと、読んでいて感じました。

引きこもりというのは、また、それからの次の一つの段階で。その前に、子どもと捉えた場合は、不登校などが並列してくるのではないかなと感じましたので、その辺の表現を検討していただけたらと思います。

(議長)

はい。ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(吉富委員)

3ページですけれども、ウの項目なんですけど、心の教室から、子どもと親の相談員と書き換えてあるのですが、少し文章がよくわからないのですね。

たぶん、言ってらっしゃることは、子どもと親を、サポートするための相談員とか、対象にした相談員とか。何か入らないと、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員の配置というのが、少し意味がよくわからないのではないかなと。私自身、少し読み取れませんでしたので、もしもお返事がいただけましたらお願いします。

(議長)

はい。わかりました。その他、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(岸委員)

1枚目の方ですけれども、山口こどもきららプラン21というのが書いてあるのですが、もしよかったら、後で少しいただきたいと思うのですが、そこにですね、子育て先進県というふうに謳われているのですけれども、具体的に他の県よりは、ここが違うぞというようなものがありましたら、お聞かせ願えればと思います。以上です。

(議長)

はい。その他、子どもに対する記述で御意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(中島委員)

二つあるのですけれども。

一つは、この2、3日、特に福岡での学校の先生が絡んだ部分を含めて、いじめをもとに自殺をしたという問題がマスコミ等で取り上げられていますけれども、山口県の各市なり町における、特に義務制のところも高等学校の問題もそうですけれども、教育委員会としていじめの現状を把握されているかどうかお聞きしたい。

それと、これは12ページですが、(2)のイのところに児童相談所というのが出てきますが、この児童相談所のところでお聞きしたいのですが、児童の保護と家庭支援の充実を図るといふ記述がされているわけですが、具体的にどういう形でされるのか。

私も少し経験したことがあるのですけれども、アフターケア的なものが全くされていない状況にもあるのではないかと、事例によればですね。だから児童相談所の役割そのものが、よくわからない。

はっきり申しますと。児童相談所において、家庭支援の充実を図るというのは、一体
どういうことを理解すればいいのかということで、お聞きしたいと。

以上、2点お聞きしたいなということで伺います。

(議長)

はい。まとめて、後ほど、当局の方の御意見を聞こうと思うのですが、その他、ご
ざいませんでしょうか。それでは、いろいろ御指摘がありましたけれども、もし事務局
の方で今のようなことに対するお答えがありましたら、一つお願いいたします。

(子ども未来課主査)

今、委員さん方から5点ほどの御質問があったと思います。

まず1点目の、改正案の現状と課題のところの、家庭への引きこもりなどという表現
について、不登校、こういった表現でどうだろうかという御趣旨の発言だったと思いま
すけれども。

これにつきましては、山口こどもきららプラン、これは県の行動計画として17年の
3月に策定をしています。その中に、子どもの安心、安全の確保の中で、不登校の児童
生徒や引きこもりがちな子どもに対してというような表現もありまして、こういった表
現がいいのかなというような検討もした中で、引きこもりの方が、社会問題というこ
とで捉えた場合に、少し大きいのではなかろうかというようなことで、このような表現を
させていただいたということでございますけれども、委員さんの方から御指摘のありま
したように、子どもという観点に立てば、不登校という方がいいのではないかというよ
うなお話もありましたので、これについては、委員さんが言われるような、方向で、変
更といいますか、そういったことで検討させていただきたいと思っております。

それから、改正の3ページのところの(3)のウのところの、スクールカウンセラー
や子どもと親の相談員について、少し記述的にわかりにくいのではないかと、多少、今
サポートをすとかですね、そういった表現も要るのではないかとということでございま
す。確かにこれを読んでいきますと、わかりにくい部分もありますので、これについ
ては、委員さん御指摘のとおり、少し表現については検討させていただきたいと思いま
す。

それから、児童相談所の関係でございまして、児童相談所の具体的な役割と申
しますか、児童の保護と家庭の支援、これについては具体的にどういった内容を指すの
かというような、委員さんからの御質問もございました。

これにつきましては、今、児童相談所の方では、子どものあらゆる相談に対しまし
て対応しているということで、具体的には、市は市の役割、町は町の役割という中で、県
との協働ということで、具体的な事業を今行っているところでございます。例えば、虐
待のサポートの相談員さん、これが県内に、今、確かな数字は持っておりませんが、
6000名くらいの方がいらっしゃいます。それから、児童相談所には虐待アドバイザー
の職員を配置もしております。それから地域においては、要保護児童対策地域協議会
がございまして、その中に学校、福祉関係、市町の職員の方、警察、そういった関係機
関の方も入っておられますし、それから民生児童委員の方も入っておられて、子ども
に対する虐待だけではなく、子どもに対する相談についてアフター的なケアもやって
おります。また市町の保健師さん、こういった方々も、小さな子どもさん、乳幼児に対
していろいろな相談も行っている。そういった中で、虐待、もしあればそういったところの

中で、どうしていくんだということを対応し協議し、あった場合にはいろいろな機関が協力してアフターケア、こういったものを行っております。そういったところでございます。

それから、現状と課題のところの、全国に誇れる子育て先進県、これは具体的には、こういったものがあるのかというようなお話もございましたけど。

今、児童館や保育所に地域子育て支援センターというのがございますけれども、これは、目標は120ということで設定しておりますけど、今80余りございまして、これは全国的に見ましても、全国6位くらいだったと思いますけれども、そういった事業もございます。

それから、経済的支援というようなところで、小学校就学前までの乳幼児医療費の助成、それから保育料の助成と言いますか、第3子以降3才未満児の保育料の助成、これを合わせまして全国、今3番目ということで、こどもきららプランをつくった時に、そういった全国トップクラスの取組を行っております。

それから、保育の関係で、一時保育事業の実施率は57.3%、これは平成15年の実績でございますけれども、328箇所の保育所がある中で、一時保育事業をやっているのが188箇所ございまして、これは全国2位というようなこともございます。

それから、県民の主体的な活動として、山口子育て県民運動という、本県独自の取組もやっておりますけれども、そういった全国に誇れる施策と言いますか、こういったものにも現在取り組んでいるところでございまして。そういったことをやりながら、全国に誇れる子育て先進県、これの実現に向かって、山口こどもきららプラン21に基づいて、取組を積極的に行っているところでございます。以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。今のお答えでよろしいですか。まだ、他にございますか。はい、どうぞ。

(人権教育課調整監)

いじめについて、その状況を把握しているかという御質問でございました。

毎年、把握をしておりますと、それによりますと、平成13年度には、本県におきまして683件ございましたが、昨年度376件という状況にございます。全国的に見ましても、ここ2年連続では減少しているという傾向にございます。

また、いじめの態様でございますが、その中では、最も多いのは、ひやかし、からかいといったような状況でございまして、発見のきっかけといたしましては、児童生徒からの訴え、それから保護者からの訴えといったようなところがきっかけになるというような傾向が見られると思っております。以上でございます。

(議長)

はい。ありがとうございました。今、委員さんから出ましたいろいろな御意見については、これからの原案の作成に参考にしていただければというふうに思っております。子ども分野につきましては、これで次に移りたいと思っておりますが、よろしいですか。

それでは、高齢者の方へ移っていきたいと思っております。高齢者の方につきましてはの御意見をお伺いしたいと思っております。これにつきましては、事前に御意見がありました。事務

局の方から、前もって御意見をお出しいただきたいということを皆さん方にお知らせしておいたと思うのですが、結果的にはお一人しかなかったわけですね。皆さん方、この場で直接お話ししたいというお気持ちがあったからだろうと思うのですが、その意見は後からまとめて、皆様方の御意見と一緒に答えさせていただくことにして、いかがでしょうか。この高齢者のところで御意見がありましたら、どうぞおっしゃっていただきたいと思いますが。はい、どうぞ。

(国兼委員)

高齢者の資料の2ページの(2)のウのところですか。支援を必要とする高齢者がその希望やニーズに応じて、施設から在宅への移行や在宅生活の継続ができるよう、という文章のところですね。

施設から在宅へ移行させるというように思われてしまいがちなので、施設での暮らしの支援も必要だと思いますし、必ずしも家に帰ることが高齢者にとっていいかどうか。今、地域包括ケアを推進しますということですが、逆に差別というか、家に帰ることによって、介護者の負担が多くなって虐待が増えているのですね。今、施設から家に帰そう帰そうというか、そういう傾向にありまして、ほとんど要介護1の方は出されております。そして家に帰ってからの生活が大変だということがありまして、この文章が、特別に施設から在宅への移行ということで書かれていることに、少しひっかかるというんですか、そこにもう一つ何か入れていただければ読み取れるのではないかと思います。

それと、高齢者のところに意見がたくさん出ておりますが、2の基本方針のところ、生き生きと暮らせる社会づくりというのは、その方が私としてはいいのではないかと思います。

それと、判断能力が十分ではないというのは、自律が十分でないという意見もありますが、判断能力が十分でないの方が、認知症の場合というのは、ほとんど判断能力が十分でなくて、いろいろ偏見とかで見られたりとか、金銭的な被害を受けたり、そういうことがあるので、自律が十分でないよりは、判断能力が十分でない言葉のままの方が、よいのではないかとこのような感じに受け取りました。

(議長)

はい。ありがとうございました。他に、御意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(永岡委員)

一つ目はですね、(4)の世代間の相互理解の交流と促進、削除になった理由が少しお聞きしたいということ。

それから現行の(3)のイの2つ目、高齢者に関する総合的な相談体制を充実するとともにというところがあったんですが、それは見直し案の(2)のウとエに変更となっておりますけれども、この高齢者に関する総合的な相談体制云々というところが無くなって、地域全体で支え合う体制づくりということで書かれておりますけれども、その中に含まれるのかどうかという点。

それからもう1点は、見直しの(2)のオのところなんですけど、高齢者虐待のない地域

づくりに向けて云々が続きまして、虐待の発見から支援までの仕組みづくりを支援しますという話の中で、高齢者等に関する施設、そういうところのものも含んだ仕組みづくりというふうに理解していいのかという点について、御説明をいただけたらというふうに思います。

(議長)

はい。ありがとうございました。その他、ございませんでしょうか。どうぞ。

(中島委員)

非常に単純な部分なんですけど、基本方針のところの(1)のくだりで、サービスという言葉が個人的には非常に気になるんですね。(2)以降については、さほどサービスという文言そのものが、ほとんど出てこないという部分があるのですけれども。

例えば、(1)のイのところでありますけれども、サービス利用者がサービス提供者との対等な関係の云々という、非常にわかりやすいようでわかりにくいみたいな、よくわからないのですよ。私は個人的には、この高齢者の介護の関係をサービスという言葉でくくること自体がどうなのかなと。時々は出てくるでしょうけれども、先ほども言いましたように、サービス利用者がサービス提供者とかいう記述というのは、非常に、読んでいて、何か変だなという感じもするわけです。

それから、基本方針の(2)のイでも出てくるのですけれども、先ほども子どもの分野で言いましたけれども、支援を充実するという、言葉は非常にきれいなんですよ。

ただ具体的な記述が全くないものだから、これを例えば、読んで活用しようとする県民の方々がですね、支援を充実すると言っても、一体どういうことなんだということになってしまうのではないかと。

特に、高齢者の部分については、医療負担なり、食住費の負担等も含めていろいろ出てきているわけですね。そういう状況の中で、ここに書いてあるような、サービスが、サービスがという形で、そんなにできるのかどうかという、下手をすると画に描いた餅に終わったのでは、高齢者の今後の問題も大きな社会問題になっていますから。

そういう意味では、やはり現実の部分と、兼ね合いの部分をはり合わせて、高齢者の医療負担なり、長期入院の食住費の負担などが新たに加わってくるわけですから、大変な状況になるのです。70才以上の関係で、医療費負担も含めて出てくるという状況に今あるわけです。

そういうことも踏まえて、やはり記述しないと、文章ではいいことを言っているけれども、現実的には、地域でどういうことができるのかなということになるのではないかなというように思っています。

(議長)

はい。ありがとうございました。その他、高齢者に関するところで、はい、どうぞ。

(岸委員)

少し質問ですが、介護保険というのは施設に入っている高齢者と、それから居宅の高齢者対象というふうに聞いておりますが、病院に入っている高齢者というのはどういうふうになるのでしょうか。

この間、少し聞いた話があったんですが、認知症の方で、病院のベッドから落ちてしまつて骨折をして、ずっと入院をしているのですが、基本的には病院の中で病院が全てのことを介護してくれるというふうになっているそうなんですが、実際のところは家族が四六時中、奥さんが一日中ついて、面倒をみているという状況だという話を聞きました。病院の中で実際どういうふうになっているのかなということを、少し教えていただければと思います。以上です。

(議長)

その他、ございませんでしょうか。高齢者に関することで、では、これまでの御意見を踏まえて、一つ、よろしく、事務局の方お願いいたします。

(長寿社会課長)

たくさん御意見をいただきありがとうございます。私も頭の中で全部整理できていないのですけれども。

まず最初に、国兼委員さんのおっしゃった部分からでございます。施設から在宅へという表現がございます。ここを読んでいただいたら基本的に施設から在宅に、無理に移行するというのではなくて、あくまでも、それぞれの高齢者の希望、ニーズということで掛かっていますので、少しゆっくり読んでいただければ、そういう理解もしていただけるのではないかと考えておりますけれども、やはり少し気になるということでありましたら、もう少し私の方で、そこは検討してみたいとは思っております。

それから、これは横山委員さんから事前にいただいている意見と関係するところですが、生き生きと暮らせるということです。1ページ目の基本方針なんですけれども、ここの、誰もが生涯にわたり云々、社会づくりの基本目標というのは、これは私どもの高齢者プランの中での基本目標と整合性を図っておりますので、そこでの記述と一緒にしております。私どもは、生き生きと暮らせるという意味は、高齢者の方が自分の力を活かしていただけるということも大きくは含んでいるのだというふうに、どちらかというと我田引水かもしれませんけど思っております。ただおっしゃるように、そのところの記述をもう少し工夫をすればということもありますので、そこは、4ページに生涯現役づくりの推進というのがございます。その中で、ここはあくまでも高齢者の方々が自分の力を活かしていただくという部分の記述です。(3)のところですか。そのところに、自らの経験とか知識とか、いろいろ高齢者はお持ちですので、そういったものを地域に活かしていただくというような記述を補足していったらというふうに、私ども検討させていただいております。

それから、(2)のカ、権利擁護事業等における高齢者の対象で、判断能力が十分でないというふうに表現しているということなんですけど、それを自律にしたらどうかということです。今、意見両方あったのですけれども。私どもは、自律と言いますと、やはりかなり高いレベルでの道徳的なものとか、社会的なものとか、そういった部分で、目指すところがかなり高いところと思うのですが。あくまでも、日常生活とか金銭管理も含めて、そういったことができない人ということについての支援策でございますので、やはり判断能力が十分でないというふうに限定していかないと、なかなか意が伝わらないということで、そこはこのまま置かせていただきたいというふうに考えております。

それから、永岡委員さんですけど、世代間の削除の問題。これは別途答えていただく

ということだと思いますね。

それから、高齢者の相談体制のところを削除したのはどうしてかということなんですけど。大きくは住み慣れた地域でしていくとか、要するに介護予防、地域ケアの推進の中で読み取っていただくということになるのだと思うのですけれども。もう少しその辺の工夫ができれば、検討はさせていただきます。

それから、虐待について施設も含むかということですが。高齢者虐待防止養護者支援法というのは当然施設も含んでおりますので、記述は若干在宅に寄っているかと思いますが、施設も含むという実態でございます。

それから、中島委員さんの御意見ですが、サービス利用者と提供者。確かにサービスという文言がたくさん出ているので、何か少し押しつけがましいのではないかというふうな御理解になるかなというふうにも思ったんですけど。その辺、私、十分意が汲み取れてないかもしれませんけれども、そういった部分であれば、少しその辺の見直しをしますし、サービス利用者とサービス提供者が対等な関係ということにつきましては、これは受け取る側に立ってもやっていかななくてはならないという趣旨を、違った表現でやっているということで、その辺の表現がわかりにくいということであれば、またもう少し検討はさせてもらいたいと思います。

それから、現状と課題のところの支援の充実には、基本方針で一般的なことが書いてございますけれども、基本的には具体的な施策の中で、介護サービスの充実、あるいは介護予防地域ケアの推進、それから生涯現役づくりの推進という3つの柱の中で、かなりの程度具体的に記述したつもりでございます。ただ、これは高齢者プランそのものではございませんので、高齢者プランについては、もっと詳しい記述もさせていただいています。ですからそういう部分も含めて、人権にスポットを当てた記述にしているということで御理解いただきたいと思っております。

それから、医療費の負担あるいは食費の負担の問題等ございますけれども、この部分については、介護保険法、昨年10月に介護施設については、食費が自己負担になっておりますけれども、この部分については私どもは今、状況も調査しておりますけれども、基本的には概ね円滑にしているというふうな認識で現在思っております。

それから、医療費の負担については、私どもの所管ではございませんので、お答えはできないと思っております。

それから、あと、介護保険に関する岸委員の質問です。介護保険については当然ながら居宅であれ施設であれ、介護保険施設であれば介護報酬を支払い、基本原則、1割自己負担ということになってございます。病院については、基本的には医療保険で対応するわけで、私どもが直接所管している部分ではございませんけれども、その中でも、通常、病院と言われる中には、介護療養病床というのが一部ございます。今、再編をしていくという方針が出ているのですけれども、介護療養病床と医療型の療養病床と2通りありまして、その療養病床の内の介護療養型の病床というものについては、介護保険の方で報酬なり、費用をみていますので、これは介護保険施設ですから、特別養護老人ホームでありますとか、老人保険施設でありますとか、そういう施設と同等な扱いになっております。病院のことは私、今お答えできませんけど、そこはお許しいただきたいと思っております。

あとは、横山委員の2点の質問。2点目はお答えしましたので、1点目の介護サービスの充実のエですね。牽引者となるという言い方についてのお話です。ここは基本的に、

施設におけるリーダー養成ということなので、誰かを引っ張っていくという色彩といたしますか、表現は出していきたいと思っております。ただ言われるように、いろんなケアをしていくということは非常に大事なことでございますので、そこについては、施設における主体的な取組の牽引者という、その前に置いておりますけれども、ここに、やはりいろんな課題とか、改善方法ですね、そういったものを充分把握しながら牽引していくと、引っ張っていくと、そういう記述を加えたらいかがかなというふうに検討をさせていただきます。

もう一つ、(2)のアです。自立、この自立を、律する方の自律にしたらどうかという御意見でございますけれども、ここも先ほど同じような話をさせていただきましたけれども、ここはやはり心身の機能でありますとか、生活機能でありますとか、そういった狭い意味での、要するに独立といたしますか、自立というものを言っていますので、広い意味でのやはり自律というのは、少しそぐわないかなと言うのが私の認識です。ですから、ここは、そのままいかせていただきたいと考えております。以上です。

(事務局)

次に、最後になりましたけれども、事務局の方の大変なミスで御迷惑を掛けました。

世代間交流(4)の世代間の相互理解と交流の促進ということで知事部局サイドだけで少し判断をしておりましたが、実はそれは学校での教育内容の話でございましたので、これにつきましては削除が誤りでございまして、私どものミスでございます。

教育委員会の方とも意見交換した上で、従来から三世代交流に関わる教育活動を展開しておりますけれども、今後も高齢社会が進展する中で、子どもたちにしっかりと世代間の交流をすることによっていろんな優しさとかあるいは人を敬う気持ちだとか、そういったものを培っていくことが大事だということで原案通りの、現に示しております内容をそのまま、この度につきましても踏襲していきたいというふうに思っております。

(議長)

はい。ありがとうございます。高齢者のところを終えて次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、その次の障害者についての素案に対する御意見をお伺いしたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。どうぞ。

(岡山委員)

やまぐち障害者いきいきプランというのが策定されております。私も、その策定するときの委員の一人として参加しましたので、この指針の文言を見ますと、どの文言を読んでも問題なくきちんと整理されているなという感じがします。

しかし、自立支援法というのが今年の4月から始まりました。このいきいきプランを作ったときには、地域の中で障害を持っていても普通に暮らすというところにすごく力を入れておりましたので、大きな在宅でのサービスの数値目標が出されて、それに向かっていけるというようなことで、地域で暮らすというところで、とっても夢が持てたんですね。

しかし、皆様御存じのとおり、そこに力を入れて、どれだけの大きなニーズがあったかということで、1年目には100億、次の年には200億の赤字を出したということ

で、自立支援法が始まりました。自立支援法が始まりまして、とつても厳しい状況に、施設もまた在宅で暮らしている人たちも厳しい状況になってきました。

まず自己負担金が大きくなるのしかかってくるようになったんですね。障害があることから、健康な人に近づけるために支給されている年金が、収入とみなされまして。そしてそれ以上頑張って働いたお金に、私たちの施設では大きな目標として5万円を目途にやっていますが、授産施設で5万円の収入を渡すということは大変なんですけど、それを目標に挙げたところ、金額が2万6千円以上になると、半分が自己負担金に取られてしまうような制度なんですね。

それから、在宅で頑張っている人たちも、市町村の行政の方に委譲されましたので、もっともっと顔の見えるきめ細やかな柔軟なサービスが展開されるかと思いましたが、財政が厳しいというところで、今まであったサービスも全部切られるという現実にあります。そこで、これから自立支援法で3年後の見直し、5年後には新たな法律になり、それに基づいて動かなければならなくなります。今、文言には本当に言うことはありませんけれども、現実とかけ離れているというような気がいたします。

それから、今、自立支援法では、力を入れているのは施設から地域に出すということと、労働の方に力を入れております。2本が大きな柱です。労働の方も障害を持っていても4倍に力を入れていこうということですが、1つの例として、4倍に就職させていこうといいながら4倍の支援体制があるかという、ありません。とても厳しい、その現実をお話しさせていただきました。

(議 長)

はい。他に、どなたか、よろしゅうございますか。この障害者のところ。はい、どうぞ。

(安光委員)

現状と課題のところですが。本県においても平成15年に策定したというところの最後に、計画的に進めることとしていますと、だいたい他のところの表現を見ますと、やはり進めますとか、進めていますとか、それから何々しますというような表現が多いと思うのですが、この「こととしています」というのに、どうも読んだときに引っかかりました。

この辺の表現と、その次の「しかしながら」からの文章が、私もずっと読ませていただいて、大変文章が長いので、わかりづらい面が出てくるのではないかと思います。例えば、そこの文章を2つに分けるといようなことがしていただけるのであれば、もっと理解しやすい。何かずっと続いていて、最後まで読んでいくと、最初の方がよくわからなくなったりというところを何となく感じておりましたので、できたら、もう少し文章を短めに、どこかで一息ついでいただくというような形に整えていただけたらと思います。

(議 長)

はい。ありがとうございます。その他、ございませんか。はい、どうぞ。

(大庭委員)

私の勉強不足だと思うのですが、虐待防止アドバイザーの配置ということが出ておりますが、今県内に何人くらいの方がいらっしゃるって、どういうふうな配置をされているのかということをお聞きしたいと思います。

(議長)

障害者の項目については、その他、よろしゅうございますか。はい。
よろしければ、事務局の方、一つよろしく、今のことに對して。

(障害者支援課主査)

まず、岡山委員さんの御意見なんです、委員おっしゃられましたとおり、自立支援法が施行されて大変厳しい状況にあることは当方もよく存じております。

今、アンケート調査等を実施しておりまして、それを踏まえて検討等したいと思っておりますが、これは実は、障害者プランの関係がございましたが、その案件等で障害者の見直し計画の方も、今、策定中でありまして、それを踏まえてやっていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、安光委員さんからございました表現の関係でございまして、これにつきましては他の分野等との表現とも合わせまして整合性を図って検討をしていきたいと思っております。

それから、文章が長いという点につきましても、できるだけわかりやすい文章にするように調整をしたいと思っております。

それから、大庭委員さんからの虐待アドバイザーの配置なんです、社会福祉協議会の方へ委託しておりまして、今、人数を把握しておりませんので、確認しまして、御報告させていただければと思っております。

それから、事前にいただきました横山委員さんからの御指摘で、まず(2)のエのところ、地域・社会における障害者に対する正しい理解や知識の普及などを推進しますというところがございまして、それについて障害者に対する正しい知識を、障害者との共生の知恵の理解へということで御意見をいただいたところでございまして、これにつきましては、横山委員さんの方の御指摘等も受けまして、一応表現といたしましては、「地域社会における障害者に対する正しい理解や知識の普及などを推進し」の後に、「誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指します」というふうに修正をさせていただければと思っております。

それから、少し戻りますが、もう1点いただきました2の基本方針の(1)のエのところでございますが、ここは障害者の人権に配慮した適切な医療を確保するとともに、社会復帰の促進を図りますと。ここに社会復帰という表現がございまして、これは医療という言葉があった関係もございまして、今、自立と社会参加ということがキーワードでございまして、社会参加の促進を図りますという形で修正させていただければと思っております。

それから、次の(2)のアのところでございますが、アの表現としまして、「福祉関係機関と労働関係機関との緊密な連携のもとに障害者の雇用の促進に努めるとともに、就労継続支援事業や就労移行支援事業等により就労促進を計画的に進めます」としております。この中で「労働機関との緊密な連携のもとに障害者の雇用の促進に努めるととも

に」というところを、「労働関係機関や事業者と緊密な連携のもとに障害者の雇用促進と事後支援に努めるとともに」というようにしたらどうかという御指摘ございました。これにつきましては、事後支援というところがなかなかございませんで、一応こちらで指摘された意見をもとに考えましたのは、「福祉関係機関と労働関係機関や事業者等の緊密な連携のもとに」という形で修正をさせていただければというふうに考えております。

あともう1点が、(3)のアのところでございますが、2行目に、「福祉サービスが提供されるよう」というところを「福祉サービスの知恵が提供されるよう」というふうにしてはどうかという御意見がございましたのですが、一応、福祉サービスという中には、もちろん知恵なり、委員がおっしゃられるとおりのことを含んでいるということで考えておまして、これは原案どおりにさせていただければと、一応考えております。以上でございます。

(議長)

はい。どうぞ。

(事務局)

申し訳ございませんけど、今の障害者の関係で誤字がございましたので、訂正をお願いしたいと思います。基本方針の(5)に障害のある方への教育のことについて書いてございますけれども、その中で、また以下の特殊支援学校のところですが、これは今の養護学校というのは、学校教育法の改正施行が来年に予定されています。従いまして来年以降も使う指針になりますので、それを盛り込んだ形で訂正をしておりますけれども、その「特殊支援学校」というのは「特別支援学校」の誤りでございます。御訂正をお願いしたいと思います。

(議長)

はい。以上、障害者の分野につきましてよろしいですか。

それでは次に、同和問題につきまして御意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。特に御意見ございませんか。どうぞ。

(中島委員)

基本的には、昨年当時の県部落問題対策審議会で、同和行政と教育のまとめをして、その部分の要旨が今回の見直しの部分で記述をされ、変えたということなんですが、現状と課題のところにおいて、山口県としてはということから、おいてはということで始まって流れてますので、できたら真ん中あたりの国の特別対策の終了にあわせというのは、わざわざそれを入れてしまうと、何か変な形に、私自身は違和感を感じる部分があるのです。

山口県として成果は全体的に着実に上がったとの認識によって、平成14年3月末をもって云々という形の方がすっきりする。国の記述を入れるのであれば、例えば、昭和44年以降同和対策特別措置法の関係も書かないと、何かここで唐突に、国の特別対策の終了にあわせというのは、流れとしては少し理解しにくい。国のこの特別対策の終了にあわせという記述を入れるのであれば、前段で、国としては、同和対策事業特別措置

法を昭和44年以降何年間、法改正をして何年までやってきたというのが要るのではないかと。私は、山口県の指針の中に記述する場合には、ない方がすっきりする。

これは先ほど言いましたように、県の部対審で昨年の9月にまとめた部分の要旨がほぼ踏襲されているという部分で非常に簡潔で、私はわかりやすいのではないかというように思っております。全体的にはですね。

(議長)

はい。ありがとうございました。その他、御意見ございませんでしょうか。どうぞ。

(安光委員)

申し訳ありません。私は文章を読んでいて、先ほども言いましたが、大変文章が長くて現状と課題のところも、それでなくてもいろいろと難しい言葉が出ておりますので、もう少し文章をわかりやすい表現に、少なくとも長文にならない表現に整えていただけたらなということが1点です。

そういうことから、最後のところの、今後は同和問題は人権に関わる課題の一つとしてとあって、県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現を目指してと、ここにわざわざ、また入れてあるというのが、これ同和問題として取り上げて、市町関係団体の協力を得て県民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解をと続けてもいいのではないかなと、個人的に思いましたので、御検討していただけたらと思います。だから先ほど言いました部分、無くてもいいのではないかなという意見です。

(議長)

はい。石川委員さん、どうぞ。

(石川委員)

同和問題解決。このことは、私たち運動団体が一番願っていることなんですね。この文章にありますように、法が終結したから部対審は解散したというような形で、今からは市町がみんなが知恵を出し合って一緒にやろう、そういうことで、この同和問題が解決できますか。

行政の皆さん、あの〇〇〇〇か、というような話を聞かれて、どう思われます。委員の皆さん、〇〇〇〇かと言えばわかりましょう。そういうような深刻な問題を、ただ、法が終わったから部対審も解散したから、これからは市町でみんなが知恵を出し合ってやりましょうというようなことで、この問題は解決するのではないでしょう。

まず最初に、現在あってはならない問題である。はっきり書くべきです。幕藩体制の中で、身分制度が今日まで続いて今もあるようなことを、これ書いてあるでしょう。今あってはならない問題でしょう。その辺を十分配慮していただきたいと思います。

(議長)

はい。その他、ございませんでしょうか。

県の方で何かございますか。はい、どうぞ。

(人権対策室次長)

大きく3点御質問ございました。

中島委員さんが言われたように、この指針の素案につきましては、本県における同和行政・教育のまとめから、それを指針の素案としてここに記述をいたしております。国の特別対策の終了に合わせという表現は必要ないのではないかとということでございますけれども、一応、私どもの考え方とすれば、まとめにおいて皆さんの了解を得た中で、このような表現をさせていただいております。そのあたりで御理解をいただきたいと思っております。

それから、安光委員さんの一段落が長いのではないかと御指摘がございました。このあたりは、先ほど障害の方でも検討課題になっておりますように、全体的に県民にわかりやすいような形で区切れるところは区切っていきたいと、かように考えております。

それからもう1点、県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現を目指してというのは、もう指針本来の表現に入っているから、ここでは必要ないのではないかとということでございます。もちろん、その指針の大きな目標としてこういう課題を掲げているわけでございますが、このあたりについては、検討をさせていただきたいと、ということでございます。

それから、石川委員さん言われました現在あってはならない問題であるということは、もちろん行政としてもそのように承知をいたしております。この記述の一番上に書いてありますように、本県においては、同和問題の早期解決を県政の重要施策と位置づけて実施をしてきているというあたりで、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

(議 長)

はい。よろしいでしょうか。それでは次の外国人の分野に移らせていただきたいと思います。この件につきまして御意見がございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

(金委員)

外国人項目の2ページ目、基本方針の(2)のところなんです、上から5行目です。「安心して滞在できる」ということになっているのですが、滞在というどうしても一時的というニュアンスがありますので、ここの基本理念とか、そういった全体的な面からいくと、やはり地域住民としての外国人という、そういった見方が入っていると思いますので、それを活かして、滞在ではなくて生活あるいは暮らすとか、そういった単語を用いた方がよいのではないかと思います。

(議 長)

はい。ありがとうございます。その他、ございませんでしょうか。

なければ、今のお一方の御意見に対しまして、県の方から。はい、どうぞ。

(国際課長)

今、御指摘のありました記述の点につきまして、外国人の、いわゆる全体としての支

援としての、安心して暮らせるという観点、これは問題なくそういう意味でありますけれども、表現としてここに滞在という言い方をしておりますけれども、委員さんの御指摘のようにこれは短期もあればもちろん中、長期という形、様々な形があろうかと思えますので、安心して、生活できるというような形で表現するというようなことで検討してまいりたいと思えます。

(議 長)

はい。ありがとうございます。それでは、一応、他に外国人の方、よろしゅうございますか。

次にまいりたいと思えます。感染症患者等の分野の方に移りたいと思えます。この分野につきまして、御意見がございましたら、どうぞ、おっしゃっていただきたいと思えます。特に御意見ございませんでしょうか。どうぞ。

(永岡委員)

同じ感染症ということなんですけれども、基本方針の(1)の記述の仕方ですけれども。次のハンセン病問題のところの記述ではですね、差別を受けている人や患者や家族は偏見や差別を受けているという話になっていて、H I V感染者や患者については、家族という表現が入ってないのですけれども、現実には家族等を含めて差別というのが厳しい現状というのがあるわけで、とりわけH I Vの方とハンセン病との書き分けをしておられるのではないと思えますけれども、そこらは統一的な書き方にされるのがいいのかなという感じがしました。

(議 長)

はい。ありがとうございます。その他、ございませんでしょうか。ないようでしたら今の御意見に対しまして、事務局の方よろしく願いいたします。

(健康増進課主査)

今、御指摘がございました患者、家族という、特に偏見の問題ですけれども。こちらの方もやはり患者だけではなく家族の方も当然、感染症におきましても影響を受けますので、そちらの方に変えるように提案してみたいというふうに思えます。

(議 長)

はい。ありがとうございました。

それでは、次のハンセン病問題の方に移らせていただきたいと思えます。この項目につきましていかがでしょうか。はい、どうぞ。

(石川委員)

最近、政府がハンセン病については謝罪をしましたね。それで一段落付いたように思えますけれども、このハンセン病に対する偏見、ものすごいものがあると思えます。

ただ、国が謝罪したから、現在対策を講じているからではなく、積極的な教育、啓発、このことが今一番大事なことであると思うし、私たちが同和問題を考える中で、なぜ明治4年の身分制度を無くした時点で、もう少し政府が考えてくれなかつたらどうかとい

うことを考えた場合に、今、ハンセン病に対する教育啓発の最も重要な時期であると、私は思います。その辺を十分配慮していただきたいと思います。

(議 長)

ありがとうございます。その他、御意見がございませんでしょうか。はい。
なければ事務局のどなたか、よろしゅうございますか。

(健康増進課主査)

今、御指摘がございましたように、まさにハンセン病と言いますか、こういう偏見差別ということを二度と起こさないために、今年度から学校の先生たちの研修ということで、今年は30名でございますけれども、施設、岡山にあるのですけれども、長島愛生園、呂久光明園という2つの施設に参りまして研修会を行いまして、若い子どもたちが、こういうことがあったということを十分理解していただくように、そのための施策として、今年度から毎年、先生方の研修を進めていきたいというふうに考えております。

また、普及啓発につきましても、山口県独自のパンフレットを作成したり、来年度はDVDを作って、実際に目で、このハンセン病というのはどういうものかというのを訴えるものを、今から進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

(議 長)

はい。よろしゅうございますか。

では、その次のその他の方へ移ってまいります。その他が3ページにわたっているわけですが、一括したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(中島委員)

その他の問題のところ、インフォームド・コンセントの関係であります。これは非常に難しいと思っておりますけれども、医療従事者の方々のところの部分で、これが一定程度、定着をしているかどうかという、いわゆる浸透度の問題であります。これをどういうふうに県としては把握されているのだろうか。それを一つお聞きしたい。

もう一つは、その他のその他の関係で最後になるのですが、ここでは検討するという適宜対応していくと、環境汚染なり、自己決定権の問題、特に環境に係わってですね、今段階で記述できる項はないのかどうか。山口県の場合、去年からですか。森林税の問題も含めて税を徴収して、早く言えば山口県の自然をきちんと維持をして、緑を増やすんだということでしょうけれども。そういったことも含めて環境に関わって記述できるものがあれば、これは4年前こういうことでありますから、もし記述できる状況があれば記述していただきたい。そこらのところを少し教えてほしいんです。

(議 長)

はい。ありがとうございます。その他、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(岸委員)

インフォームド・コンセントなんですけれども。私も、こういうのはどういうふうに病院に対して働きかけをされるのかということと、もう患者の権利として謳っていただ

くことはできないのだろうかという気がしています。

もう一つは、インターネットのところなんですけれども。インターネットによる人権の侵害ということは書かれてありますが、子どもたちに対する教育です。リテラシーという言葉が最近使われておりますが、そういう面でも充実をしていただいて、子どもたちに、こういうことであなたの人権が侵害されるかもしれないのだよという教育を充実させていただきたいと思います。以上です。

(議長)

はい。ありがとうございます。その他、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(永岡委員)

インターネットによる人権侵害のところなんですけど。一番最後から3行目の、このため県においては、このような差別行為に対してという表現になっているのですけれども、人権侵害行為と表現するのがいいのかなというふうな感じを持っております。以上です。

(議長)

はい。ありがとうございます。その他、ございませんでしょうか。

では、今までに出た御意見に対しまして、一つよろしく願いいたします。どうぞ。

(人権対策室次長)

数点のお尋ねでございます。

まず、中島委員さんの方からインフォームド・コンセントの実施状況なり、県の働きかけの状況等について把握しているかということでございますが、現在私の方、承知しておりませんので、担当課の方に状況を伝えるとともに、また、その状況を御報告させていただきたいと思います。

それから、岸委員さんの方からも話がありました、もうすでにインフォームド・コンセント、患者の権利として謳い込むような形でということでございますが、これは医療法とかの関係も出てきますので、このあたりもこういう意見があったということを担当課の方に伝えてまいりたいと思います。

それから、1枚めくっていただきまして、インターネットのところで、差別行為の表現云々について、人権侵害行為ということで記述はできないかということで、永岡委員さんの方からありました。これは、前後の文脈等々を検討させていただきたいと思いません。

それから、1番最後の環境汚染による被害の状況という、現段階で具体的な記述ができないかということで、中島委員さんの方からございました。このあたりにつきましても、すでに指針策定から4年が経過しているわけございまして、御指摘いただいた部分については、今後の記述に活かせるかどうかも含めて検討をさせていただきたいと思いません。以上でございます。

(人権教育課調整監)

インターネットに関しまして、子どもへの教育の充実という御意見をただいま頂戴い

たしましたが、県教委におきましては、義務教育課、高校教育課を中心といたしまして、情報モラル教育の推進ということで、このインターネットの関係の教育にも、現在、力を入れているところでございます。インターネットを正しく活用するための考え方、態度、そういったものを身につけることができるよう取組を進めているところでございます。

それと同時に、指針にありますようなインターネット上の人権侵害への対策といたしましては、個人情報という面からも子どもたちに対しても、こういったものを大切にしていこうという部分での教育も併せて、こういった中でも関連づけを図りながら取組を進めているところでございます。

文言等につきましての御意見といたしましては、関係課等とも検討をさせていただくようにしたいと思っております。以上でございます。

(議長)

はい。ありがとうございます。一応、分野ごとの検討をしまいいりまして、今終わったわけです。その他、今回の素案に対しまして、御意見がもしありましたら、どうぞお願いしたいのですが。はい、どうぞ。

(吉富委員)

すいません。2点なんです。

どこに入れていただいたらよいか、少しよくわからなかったんですが、1点目です。高齢者の悪質商法による被害が非常に拡大しているのです。山口の場合は、相談件数は減っているのですが、高齢者に関する被害状況が非常に増えているのです。そういう意味でいきますと、高齢者の3ページのイの2番目でしょうか。高齢者に関する総合的な相談体制を充実するとともに、地域住民、ボランティア、社会福祉協議会等の民間団体や行政が一体となって高齢者を地域において、ともに支え合う体制づくりを進めますと書いてあるのですが。山口市の場合はですね。悪質商法に対する防止対策協議会というのが、たぶん設立されていると思うのです。それについて県段階で、どのようになっているのか、設立する方向なのかどうなのか、そのあたりを踏まえての書き方なのか、どうなのか、ひとつお尋ねしたいと思います。

それから、もう1点です。私は保護司をしているのですが、やはり、子どもの分野に入るのかなと思っているのですけれども。

子どもが非行に走って、保護観察の対象になった場合ですね。あと、不登校とか引きこもりの子ども等が多いのですけれども、就職という点になってくると、非常に限られているというか、狭められた就職という形になりがちなんです。あまり選択肢がないというか、企業側の理解がなかなか得られないというあたりもありますし、人の目とか、いろいろな差別がありまして、やはり、若いときにやったことのために、非常に限られた中で一生を終えるというケースが多いうように思っております。

そのあたりで、子どものことの被害に対するものはあるのですが、例えば、非行に走ってしまった、そういう子どもたちに対しての、県としての何かがないのかなと思っ、それは一体どこに入るのだろう、たぶん子どもかなと思いつつ、これは大人もそうなんですけれども、もう少し罪を犯した者に対しての何かあるといいかなというふうに、少し思いました。

以上、2点なんです、よろしく願いいたします。

(議長)

はい。ありがとうございました。今の点についていかがでしょうか。

(長寿社会課長)

今の御意見ですが、先ほど、永岡委員からも御指摘がありました。相談体制という部分が、少し権利擁護という部分にも片寄っているかもしれませんので、その辺は検討もさせていただきます。

それから、消費生活関係の部分でも、こういう取組を当然やっていただいて、それとの連携ということになっていますので、その辺もよく見させていただいて、環境生活部ともよく連携してやっていきたいと思っています。

(人権教育課調整監)

子どものことについてのお尋ねでございましたけれども、非行の子ども、不登校の子どもに関しましての社会参加を促進するような、といったようなところでの御意見をいただいたと思っております。

子どものところの、現行にもございますけれども、基本方針のところ、県教委といたしましても、子どもを大切にしたい県づくりを推進するという、こういった気持ちからいろいろな施策の充実にも取り組んでいるところでございます。

そういった面での相談体制の充実ということも現在、指針の方にも示されておりまして、子どものところの3ページでございますが、(3)に相談支援体制の充実ということで児童相談所関係のことも書いてありますが、ウのところでは、学校における教育相談体制の充実といったところで書いてもおります。

現在の状況といたしまして、卒業後も学校の担任のところを訪ねていただいた場合に、きめ細かな支援をしていこうということで相談に親身になって乗っていこうというようなことは、各学校ともですね、こういった取組はできているかな、理解が得られているかなと、そういうふうにも努めているところでございます。

また、そういった場合には、ハローワーク等の関係機関等とも連絡連携をとるようにしているところでございます。以上でございます。

(議長)

いいですか。はい、どうぞ

(事務局)

今、吉富委員さんがおっしゃいました、罪や非行を犯した子ども、大人を含めてですけども、その就職が非常に難しいという部分があるので、それらの支援はどうでしょうかということがございましたけれども、これにつきましては、今回、改正を中身的にしておりますので、この改正案には掲げておりませんが、指針の本体の中にですね、罪や非行を犯した人ということで1項目設けてございます。

その中で、今、吉富委員さんおっしゃいましたように、罪や非行を犯した人が更生するには、本人はもとよりですけども、当然のことながら家族や職場とかあるいは地域社会、そういった周囲の人たちの理解とかですね、つながり合いなど、そういったもの

が必要ですよということが、そこに書いてあります。またこの部分も、もう一回、目を通していただきまして、ここのところは、もう少しこういった記述がいるのではないかとといった御意見がありましたら、またいただけたら幸いと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(議 長)

だから今の部分は、そのまま一応残るといふことですね。
その他、ございませんでしうか。

(石川委員)

これは、お願ひですけれども。

私たちは、法の下に基本的な人権がみな最大限に尊重されております。けれども、今の世相を見た場合に、基本的人権とは何かといふことが問われる時に来ていると思ひます。そういう中で、こういう指針をいくら立派なものを作っても、それを運用するのは人であると思ひます。それから、教育・啓発を進める中では、予算も要ると思ひます。けれども、私は長い目で見ても、やはり人権教育・啓発をうまくたゆまず進めることが人権問題の基本的な解決につながっていくと思ひます。その辺の予算を知事さんに十分取っていただくようにお願ひします。以上です。

(議 長)

今のことに對してはよろしいですか。いいですか。
では、どうぞ、中島委員さん。

(中島委員)

私は第1回目の時に意見を言わせていただきましたけれども、やはり分野別の関係を論議すると、それぞれ、例えば女性の問題、今日、男女共同参画の審議会で云々といふことで出されていませんけれども、基本的にはそういう部分で県の担当課あたりのところで、一定の素案を出されてやっていくと。この審議会で意見を交換しながら進めていけば、それはそれでいいと思ひますけれども。

私はこの分野別の関係で、よくビジョンとかプランとか、例えば平成15年に何々プランができましたといふ部分がありますけれども、できたら事務局の方にお願ひしたいのですが、出せるものがあれば資料的に出していただきたい。何々プランと言われてもわからないですね。この前のやまぐち未来デザイン21と一緒にです。やっとなんか送っていただきまして非常に助かっているわけですが、あれと一緒に、資料的なものは、何々ビジョンとか何々プランとかいふ部分で、県の方はおわかりになっているけれども、こちらで審議、協議をする場合に文章で、それを出されてもなかなかわかりにくい。

そういう部分でお願ひをしたいのが一つとですね。今少し出ましたけれども、人権の問題といふのは今後ずっとたゆまず、それぞれで努力していく部分で、県民の人権の確立を図るといふ観点で、それぞれの分野で動かれるでしうけれども、やはりですね、県の指針のこの性格のところいろいろと書いてあるですね。県の役割なり市町村の関係あるいは県民の関係の役割は、それぞれ3項目で分かれて書かれています。これの関係が非常に具体的ではないですね。例えば、この4、5年の間に、山口県下は56市

町村が22市町になりました。最近合併したところの行政にお聞きすると、人権関連に関する協議項目は、いわゆる合併をする際の協議項目が幾つかあるのですね。人権関連については、新しい市なり町になって、随時協議をしていく。だからはっきり言えば、県のこの人権推進指針の關係の趣旨から性格から含めてですね、当然最終的な推進体制の問題も含めて、全くまた合併の部分によって、場合によっては白紙に戻ったところがあるのではないかと。そういう意味では、きちんと位置付ける部分で、どういうふうな形で位置付けられるのか。

特に、このキーワードの問題がありますけれども、キーワードを、この非常に、それこそ全国的に例がない部分でやりましたけれども、命なり自由なり平等の問題等についてですね、もう少しそれぞれで考えられる部分があるのではないかと。例えば自由の問題をここで自由で、自立した生活のできるということを書いてますけれども、私は先ほど石川委員が言われましたけれど、基本的人権のそもそもの母体そのものは、この自由の問題ですから。そういう意味ではいろんな部分で、ただスローガンの4項目の命、自由、平等、共生がありますよ、というだけでは少なかなか掘り下げられないのではないかと、それぞれの分野ですね。そういった意味では、第1回目に発言させていただきましてけれども、一定の分野別の協議が終われば、今のような意見も聞いていただくと大変助かるなというように思っています。

(議長)

はい。ありがとうございます。この件に関しては、県の方よろしいですか。

では、なければ、一応今の全体の意見を踏まえた上で、次回の、今度は原案づくりに向けて事務局の方でよろしくお願ひしたいと思います。時間も迫ってまいりましたので、一応。いいですか。

(環境生活部長)

熱心な御審議をいただきましてありがとうございます。

御審議いただきました、さまざまな分野のあるべき姿を求めていく必要があるわけがありますが、そのためには問題を十分に認識をし、把握をし、解決への取組を進めていかななくてはならないと、そのように思います。山口県は、今、日本一の元気県というのを目指しているわけですが、その大前提はあくまで、県民一人ひとりの人権が尊重された、そういった県づくりであるとそのように思います。県として、それに向かって努力していきたいと、そのように考えております。よろしくお願ひいたします。

(議長)

どうも、よろしくお願ひいたします。一応、議題1はこれで終わりたいと思いますけれども、議題2のその他がございしますが、何かありますでしょうか。はい。

(人権対策室次長)

それでは、事務局の方から人権に関わる啓発につきまして御披露をさせていただきたいと思ひます。特に資料は作っておりません。

本県の人権啓発につきまして、お話をさせていただきます。12月になりますと、人権週間というのが始まります。これは国が定めた週間で、12月4日から10日が人権

週間ということで、国、県それから市町も含めていろんな啓発をやっているところがございます。

そうした中で、本県におきましては、12月を人権啓発推進月間ということで、月間を定めて、県民一人ひとりの人権が尊重された地域社会、心豊かな地域社会の実現ということで実施をいたしております。先ほど申し上げました人権週間とも連携をしながら、いろんな啓発を行っているところがございます。

その中で、まず皆様に御案内をさせていただきたいと思っておりますのが、12月2日、土曜日に、人権啓発の啓発映画をテレビ放映させていただきます。時間は14時30分から15時30分の1時間。テレビ局は、今年は、KRY山口放送でございます。タイトルは「ステップ」というタイトルでございます。内容は知的障害のある女性が自分の生き方を見つけていく中で、周りの人々が障害についての正しい理解をして、そういう姿を通して障害者と共に生きていく重要性、大切さ、そのあたりを気づき、変化していく姿を映画にしたものでございます。また、御視聴いただきまして、このあたりの感想なりございましたらお寄せいただきたいと思います。

その他の啓発といたしましては、人権週間を中心にいたしまして、街頭啓発、県内各地で人権意識の高揚を呼びかける啓発、街頭啓発を行っております。

それから、この期間、人権週間に合わせまして、テレビスポット、ラジオスポット、それから新聞広告等を実施いたしております。この啓発の中身につきましても、また委員の皆様方、見ていただくなりしまして、また御意見もいただければ、ということで考えております。

以上、本県における人権啓発推進月間、週間に係る主な啓発内容ということで御紹介をさせていただきました。どうぞ、よろしく願いいたします。

(議長)

ありがとうございます。他にないようでしたら、次回のこの審議会の日程について、一つよろしく願いいたします。

(人権対策室次長)

それでは、引き続き日程の調整ということでペーパーを配らせていただきました。

今回は2月ということで予定をさせていただいております。できましたら2月の13日、火曜日から16日の金曜日の間で、開催をさせていただければと思っております。その日程でまたお知らせをいただきたいと思いますし、また私方からも御確認をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日、もし日程がわかる委員さんございましたら、事務局の方にまたお話をいただければというように考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

(議長)

はい、ありがとうございました。それではちょうどいい時間になりました。皆さん方には大変お忙しい中を貴重な御意見をいただきまして、また議事進行にも御協力をいただきまして大変ありがとうございました。

以上をもちまして、審議会を終えたいと思っております。ありがとうございます。